

# 個人情報の共同利用に関する覚書

株式会社村田製作所(以下「会社」という)と村田製作所労働組合(以下「組合」という)とは、会社の従業員(以下「従業員」という)の個人情報の取扱いに関して、以下事項を確認し、本覚書を締結する。  
会社と組合は、従業員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)第23条4項3号に定める共同利用を行なう。共同利用にあたり、会社と組合は従業員の個人情報の適切な管理と利用に努めなければならない。

## 1. 共同利用の目的

下記の目的のために、従業員に関する個人情報を、会社および組合が共同利用する。

- (1) 組合員の賃金・労働諸条件に関する、労使交渉・協議における基礎的なデータとするため
- (2) 組合員へ労働組合の活動に関わる情報等を提供するため
- (3) 労働組合が労働組合費を算出するため
- (4) 災害時、会社および従業員自らの非常時(心身の健康問題等)において、会社と組合が協力し円滑かつ適切な対応を図るため

## 2. 共同利用する個人情報の項目

- (1) 従業員に関わる情報
  - ①氏名②性別③生年月日④住所⑤電話番号⑥氏名コード⑦所属コード⑧賃金項目別の金額(基本給・諸手当・控除項目等)⑨超過勤務時間数⑩勤怠内容(有給休暇取得日数等)⑪従業員に関わる慶弔情報
- (2) 本人の家族に関わる情報
  - ①氏名②性別③生年月日④続柄

## 3. 共同利用する者の範囲

会社および組合とする。

## 4. 共同利用する個人情報の管理に責任を有する者

会社とする。

## 5. 有効期限

本覚書の有効期間は平成17年4月1日から1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに会社および組合から共同利用解除の意思表示がない場合は、期間満了の日から引き続き1年間有効とし、以降も同様とする。  
この覚書は、締結の証として正本2通を作成し、会社ならびに組合双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成17年4月1日

株式会社 村田製作所  
代表取締役社長 村田 泰隆

村田製作所労働組合  
中央執行委員長 戸井 孝則